



京都府公報

号 外 第 20 号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○保安林の皆伐面積の限度 (森の保全推進課)	1

告 示

京都府告示第311号

令和7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和7年6月2日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林

地 区 名	区 域	許 容 限 度 面 積		
		水 源 かん 養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林
木 津 地 区	木津川市及び相楽郡一円	96.12 ^{ha}	190.06 ^{ha}	1.70 ^{ha}
宇 治 ・ 田 辺 地 区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡一円及び綴喜郡一円	38.76	59.79	3.44
京 都 地 区	京都市（右京区京北を除く。）、向日市、長岡京市及び乙訓郡一円	757.48	115.30	3.60
亀 岡 ・ 園 部 地 区	亀岡市及び南丹市（園部町、八木町及び日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子を除く。）に限る。）	179.62	253.55	—
丹 波 地 区	南丹市（日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子に限る。）に限る。）及び船井郡一円	485.21	129.88	2.76
淀 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山を除く。）に限る。）	441.65	97.46	—
由 良 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山に限る。）に限る。）及び南丹市（美山町に限る。）	1,013.80	165.50	—
綾 部 地 区	綾部市	471.04	142.35	12.92
由 良 川 中 流 地 区	福知山市	334.40	172.35	15.62
舞 鶴 地 区	舞鶴市	166.05	157.45	16.84
宮 津 地 区	宮津市及び与謝郡一円	408.82	132.30	1.50
峰 山 地 区	京丹後市	511.58	164.93	2.66

注 数値は、国有林及び民有林の合計値である。

2 保健保安林

地 区 名	区 域	許容限度面積
京 都 府 地 区	京都府の全域	352.36 ^{ha}